



発行 新潟県  
**第 38 号**  
 令和3年5月18日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 654 食品衛生管理者・食品衛生監視員養成施設の登録内容変更（生活衛生課）
- 655 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 656 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 657 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 658 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 659 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 660 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 661 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 662 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 663 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 664 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 665 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 666 令和3年度地籍調査事業計画の策定（農村環境課）
- 667 建設業法による営業の停止（監理課）
- 668 建設業法による営業の停止（監理課）
- 669 都市公園の区域変更と供用開始（都市整備課）
- 670 車両の乗り入れができる場所の指定（都市整備課）
- 671 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）
- 672 新潟県立万代島美術館観覧料の徴収事務の委託（文化行政課）

公 告

- 登録販売者試験の実施（感染症対策・薬務課）
- 大規模小売店舗立地法の届出に対する市町村等の意見（地域産業振興課）

公安委員会告示

- 55 機械警備業務管理者講習の実施（生活安全企画課）

告 示

◎新潟県告示第654号

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第16条（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第48条第6項第3号及び同令第9条第1項第1号に規定する新潟県知事の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）から、次のとおり名称を変更する旨の届出があった。

令和3年5月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 登録養成施設の名称  
新潟薬科大学応用生命科学部応用生命科学科食品衛生プログラム
- 2 変更内容  
登録養成施設の名称  
(変更前) 新潟薬科大学応用生命科学部応用生命科学科食品科学コース食品衛生プログラム

(変更後) 新潟薬科大学応用生命科学部応用生命科学科食品衛生プログラム

3 変更年月日

令和3年4月1日

---

◎新潟県告示第655号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、新発田市の川東土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和3年5月18日

新潟県新発田地域振興局長

1 退任

理事 新発田市滝82番地 天城 量策

退任年月日 令和2年7月28日

---

◎新潟県告示第656号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、上越市の坊ヶ池土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和3年5月18日

新潟県上越地域振興局長

1 退任

理事 上越市大字下稲塚129番地 宮澤 力男

退任年月日 令和3年4月8日

---

◎新潟県告示第657号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、村上市の三面川沿岸土地改良区の定款の変更を令和3年5月10日認可した。

令和3年5月18日

新潟県村上市地域振興局長

---

◎新潟県告示第658号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、十日町市の十日町土地改良区の定款の変更を令和3年5月6日認可した。

令和3年5月18日

新潟県十日町地域振興局長

---

◎新潟県告示第659号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、上越市の大潟あさひ土地改良区の定款の変更を令和3年4月22日認可した。

令和3年5月18日

新潟県上越地域振興局長

---

◎新潟県告示第660号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、上越市の関川水系土地改良区の定款の変更を令和3年4月22日認可した。

令和3年5月18日

新潟県上越地域振興局長

---

◎新潟県告示第661号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、上越市の吉川土地改良区の定款の変更を令和3年4月22日認可した。

令和3年5月18日

新潟県上越地域振興局長

---

---

**◎新潟県告示第662号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、上越市の柿崎土地改良区の定款の変更を令和3年4月28日認可した。

令和3年5月18日

新潟県上越地域振興局長

---

**◎新潟県告示第663号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、上越市の頸城土地改良区の定款の変更を令和3年5月10日認可した。

令和3年5月18日

新潟県上越地域振興局長

---

**◎新潟県告示第664号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、佐渡市の長江川水系土地改良区の定款の変更を令和3年5月10日認可した。

令和3年5月18日

新潟県佐渡地域振興局長

---

**◎新潟県告示第665号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、新潟市の一部を受益地域とする県営新潟南部3期地区農用地保全施設整備（地盤沈下対策）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年5月18日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和3年5月19日から令和3年6月15日まで

3 縦覧に供する場所

新潟市東区役所、中央区役所及び江南区役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

---

**◎新潟県告示第666号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和3年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

---

令和3年5月18日

新潟県知事 花角 英世

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
柏崎市	柏崎市の第1計画区	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
小千谷市	小千谷市の第31-2計画区	〃
十日町市	十日町市の市街第18計画区及び市街第19計画区	〃
見附市	見附市の第8-2-2計画区及び第9計画区	〃
村上市	村上市の塩谷(神林第34-3計画区)及び朝日第36計画区(檜原・板屋越・早稲田)	〃
燕市	燕市の第44計画区	〃
妙高市	妙高市の第1-2計画区	〃
阿賀野市	阿賀野市の第39計画区・第40計画区・第41計画区及び第42計画区	〃
佐渡市	佐渡市の第52計画区・第53計画区・第54計画区・第55計画区・第56計画区・第57計画区・第58計画区及び第59計画区	〃
魚沼市	魚沼市の原虫野再調査計画区その1・原虫野再調査計画区その2・虫野再調査計画区その1・虫野再調査計画区その2・第39-1計画区・第40計画区・第46計画区及び第17-2計画区	〃
南魚沼市	南魚沼市の第12-1計画区・第12-2計画区及び第11計画区	〃
弥彦村	弥彦村の第41計画区・第42計画区及び第43計画区	〃
田上町	田上町の第8計画区及び第9計画区	〃
阿賀町	阿賀町の第10-1計画区及び第10-2計画区	〃

湯沢町	湯沢町の第107-4計画区・第2020-1計画区及び第2020-2計画区	〃
刈羽村	刈羽村の第15計画区・第16-1計画区・第16-2計画区・第16-3計画区・第16-4計画区及び第16-5計画区	〃
関川村	関川村の第22計画区及び第30-1計画区	〃
湯之谷地域 森林組合	魚沼市の湯森林第1-1計画区・湯森林第2-1計画区・湯森林第2-2計画区・湯森林第3-1計画区及び湯森林第3-2-1計画区	〃

#### ◎新潟県告示第667号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により次のとおり営業の停止を命じた。

令和3年5月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 処分をした年月日 令和3年5月10日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名 イワコンハウス新潟株式会社 代表取締役 高尾 茂典
- 3 主たる営業所の所在地 新潟県新潟市江南区東早通1丁目2番6号
- 4 許可番号 新潟県知事（特-30）第39990号
- 5 処分の内容
  - (1) 停止を命ずる営業の範囲 解体工事業に関する営業（但し、公共工事に関するものを除く。）
  - (2) 停止を命ずる期間 令和3年5月25日から令和3年5月31日までの7日間
- 6 処分の原因となった事実
 

イワコンハウス新潟株式会社は、令和2年12月5日に発注した、旧ジャスコ五泉店解体工事において、必要な建設業許可を受けずに建設業を営む者と下請契約を締結していた。

このことが、建設業法第28条第1項第6号に該当する。

#### ◎新潟県告示第668号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により次のとおり営業の停止を命じた。

令和3年5月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 処分をした年月日 令和3年5月10日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名 室町産業株式会社 代表取締役 笹口 諒
- 3 主たる営業所の所在地 新潟県新潟市西区五十嵐2の町8602番地6号
- 4 許可番号
- 5 処分の内容
  - (1) 停止を命ずる営業の範囲 解体工事業に関する営業（但し、公共工事に関するものを除く。）
  - (2) 停止を命ずる期間 令和3年5月25日から令和3年5月27日までの3日間
- 6 処分の原因となった事実
 

室町産業株式会社が令和2年12月5日に請け負った、旧ジャスコ五泉店解体工事において、必要な建設業許可を受けずに工事に着手していた。また、このことを理由とし、工事の完了を待つことなく、令和3年3月14日に下請契約を解除されており、契約不履行にあたる。

このことが建設業法第28条第2項第2号に該当する。

---

◎新潟県告示第669号

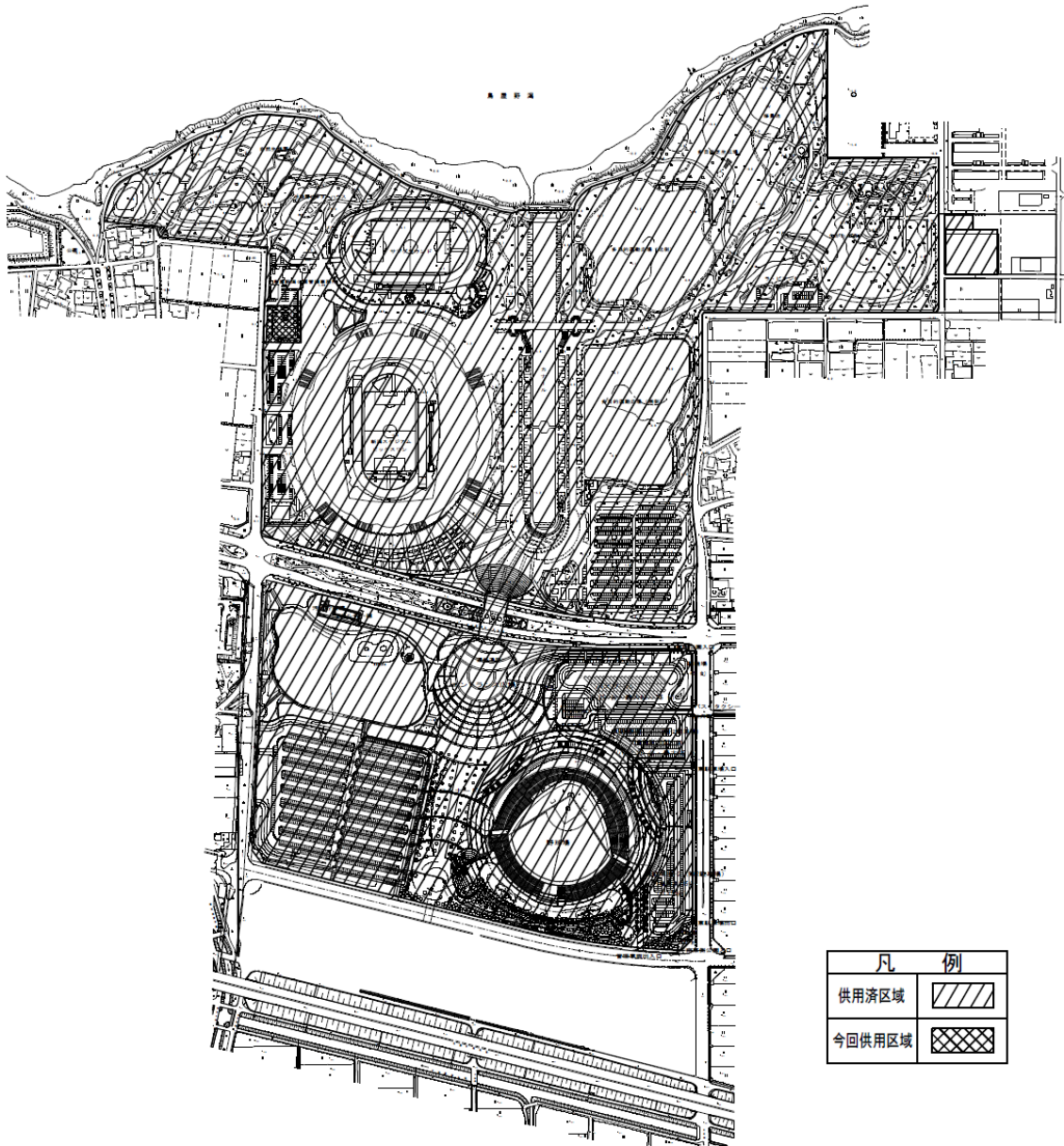
都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2及び新潟県都市公園条例（昭和60年新潟県条例第46号）第14条の規定により、都市公園の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

令和3年5月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 都市公園の名称  
新潟県立鳥屋野潟公園
- 2 都市公園の位置  
新潟市中央区久蔵興野字中沖、鐘木、清五郎字川西及び字川東、長潟字大場、字宮谷内、字新田前、字長潟、字長谷内及び字北谷内並びに女池南3丁目
- 3 変更に係る都市公園の区域  
新潟市中央区清五郎字川東の一部（別紙図面のとおり）
- 4 変更に係る区域の供用開始の期日  
令和3年5月19日

新潟県立鳥屋野潟公園（新潟県スポーツ公園）・供用開始区域



◎新潟県告示第670号

新潟県都市公園条例（昭和60年新潟県条例第46号）第4条第8号に規定する車両の乗り入れができる場所を次のとおり指定する。

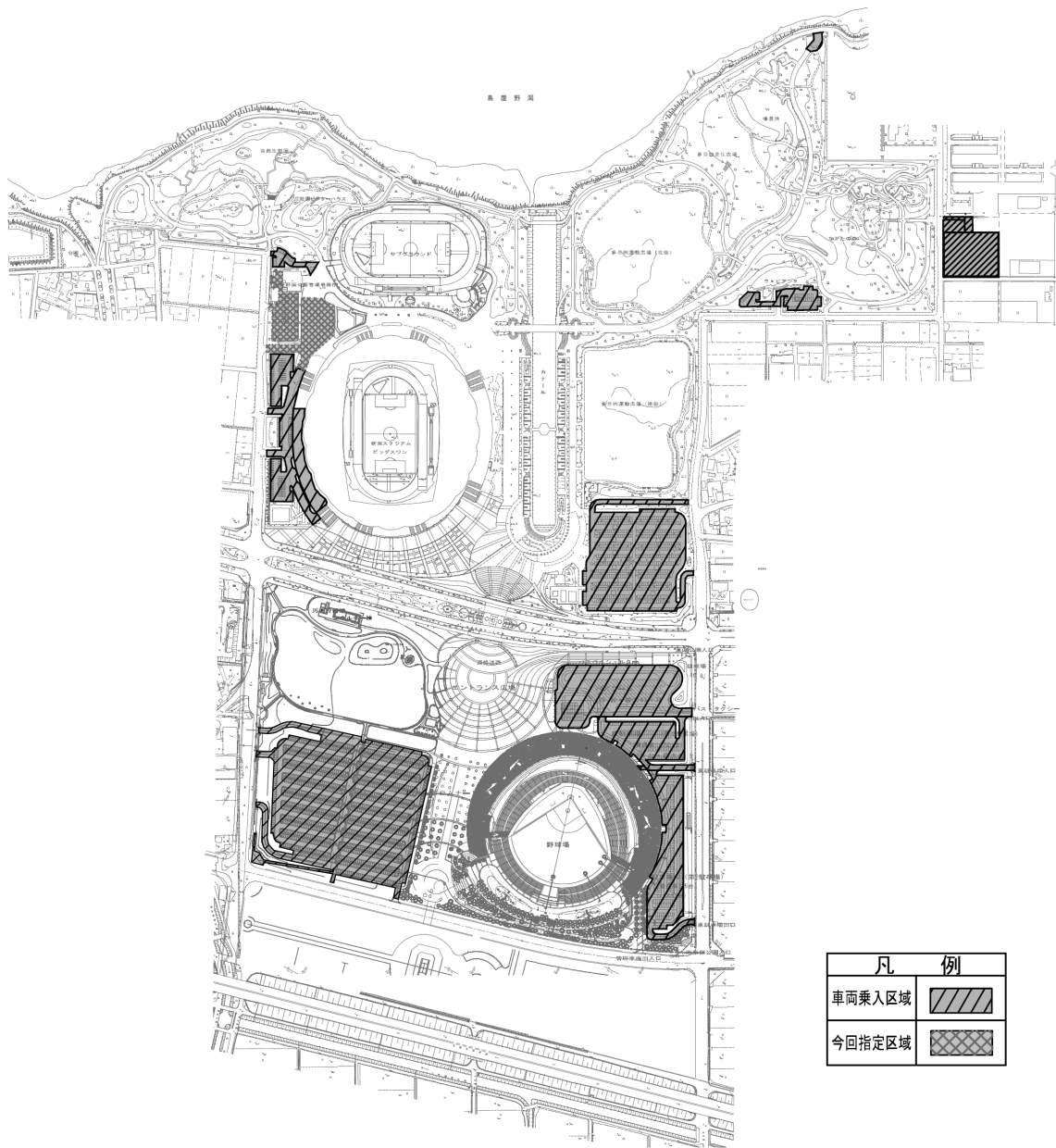
令和3年5月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 都市公園の名称  
新潟県立鳥屋野潟公園
- 2 公園施設の種類  
園路及び駐車場
- 3 位置  
新潟市中央区清五郎字川東の一部
- 4 区域  
別紙図面のとおり



新潟県立鳥屋野潟公園（新潟県スポーツ公園）・車両乗入区域



◎新潟県告示第671号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和3年5月18日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 指定道路の種類  
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日  
令和3年5月7日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
村上市堀片1051番14	5.00	32.44

◎新潟県告示第672号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり新潟県立万代島美術館の観覧料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年5月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 委託した事務  
「大地のハンター展 ～陸の上にも4億年～」前売観覧券の観覧料の徴収に関する事務
- 2 前売観覧券販売期間  
令和3年5月21日から令和3年7月2日まで
- 3 前売観覧券の販売場所及び委託を受けた者

販売場所	委託を受けた者
新潟市中央区八千代1丁目6番1号 新潟伊勢丹内 Kijトラベル新潟伊勢丹トラベルコーナー	新潟市中央区女池北1丁目1番1号 新潟運輸株式会社 代表取締役社長 坂井 操
新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁内 新潟県職員生活協同組合	新潟市中央区新光町4番地1 新潟県職員生活協同組合 理事長 森永 正幸
新潟市中央区東万代町9番24号 株式会社文信堂書店万代店	新潟市中央区東万代町9番24号 株式会社文信堂書店 代表取締役 廣木 正廣
新潟市西区坂井砂山3丁目6-55 株式会社文信堂書店新大前店	
長岡市城内町1丁目611-1M2F 株式会社文信堂書店長岡店	
新潟市中央区八千代2丁目1番2号 万代シテイビルボードプレイス	新潟市中央区万代1丁目6番1号 新潟交通株式会社 代表取締役 星野 佳人
新潟市中央区寄居町915番地 ナガイ画材	新潟市中央区寄居町915番地 有限会社ナガイ画材 代表取締役 永井 辰典
新潟市西区五十嵐二の町8050 新潟大学生協同組合購買部	新潟市西区五十嵐二の町8050 新潟大学生協同組合 専務理事 高橋 伸嘉
新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階 情報工房DOC朱鷺メッセ店	新潟市中央区和合町2丁目4番18号 株式会社第一印刷所 代表取締役 堀 一
新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階 エブリーワン	新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階 株式会社ワイエムビー

	代表取締役 志水 謙一
新潟市中央区西堀通 6 番町878番地 1 西堀 7 番館ビル 3 階 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)	新潟市中央区西堀通 6 番町878番地 1 西堀 7 番館ビル 3 階 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター 理事長 佐藤 秀則
新潟市中央区八千代 2 丁目 1 番 1 号 シネ・ウインド	新潟市中央区八千代 2 丁目 1 番 1 号 有限会社新潟市民映画館 代表取締役 齋藤 正行
新潟市秋葉区蒲ヶ沢109番地 1 新潟市新津美術館	新潟市中央区紫竹山 2 丁目 5 - 4 0 株式会社NK S コーポレーション新潟支店 支店長 中野 幸広
新潟市中央区万代 3 丁目 1 番 1 号 メディアシップ 1 階 インフォメーションセンター えん	新潟市中央区万代 3 丁目 1 番 1 号 株式会社新潟日報社 代表取締役 小田 敏三
新潟市中央区西大畑5191- 9 新潟市美術館	新潟市東区紫竹 5 丁目10番60号 旭ビル管理株式会社 代表取締役社長 那須野 眞智子
新発田市中央町 4 丁目10番10号 新発田商工会議所 3 階 公益財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)	新発田市中央町 4 丁目10番10号 新発田商工会議所 3 階 公益財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター 代表理事 廣岡 信行
長岡市今朝白 1 丁目10番12号 公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)	長岡市今朝白 1 丁目10番12号 公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター 理事長 高見 真二
十日町市本町六の 1 丁目71番地26 一般財団法人十日町地域地場産業振興センター	十日町市本町六の 1 丁目71番地26 一般財団法人十日町地域地場産業振興センター 理事長 関口 芳史
柏崎市東本町 2 丁目 5 番22号 わたじん書店	柏崎市東本町 2 丁目 5 番22号 株式会社わたじん 代表取締役社長 渡辺 孝丸
(各販売店) NIC 新潟日報販売店	(サービスセンター) 新潟市中央区万代 3 丁目 1 番 1 号 株式会社新潟日報サービスセンター 代表取締役 吉倉 久一朗
全国セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、 ミニストップの各店舗	新潟市中央区東万代町 1 - 30 新潟第一生命ビルディング 3 階 株式会社 J T B 新潟支店 新潟支店長 渡辺 浩幸

## 4 委託期間

令和3年5月21日から令和3年7月9日まで

## 公 告

## 登録販売者試験の実施について(公告)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第36条の8第1項の規定により、登録販売者試験を次のとおり実施する。

令和3年5月18日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 試験日時

令和3年9月9日(木)  
午後0時30分から午後5時15分まで

## 2 試験会場

新潟市中央区鐘木185番地10  
新潟市産業振興センター

※試験会場は、受験者数により変更となる場合があります。

## 3 試験方法、試験科目及び問題数

試験の方法は筆記試験とし、試験科目及び問題数は次のとおりとする。

試験科目	問題数
医薬品に共通する特性と基本的な知識	20問
人体の働きと医薬品	20問
主な医薬品とその作用	40問
薬事に関する法規と制度	20問
医薬品の適正使用と安全対策	20問

## 4 受験資格

本年度の試験は、受験願書の提出時点で新潟県内に在住の方のみ対象とする。

なお、年齢、学歴、経験等は問わない。

## 5 受験手続

## (1) 提出書類

- ア 受験願書
- イ 受験願書データ
- ウ 写真

出願前6か月以内に撮影した無帽、上半身、正面向きのパスポートサイズ(4.5cm×3.5cm)のものを写真用台帳に貼り、必要事項を記入する。

## エ 受験票

記入上の注意に従い、必要事項を記入する。

## (2) 受験手数料

15,000円を新潟県収入証紙により納付する(新潟県収入証紙は受験願書に貼り、消印はしないこと)。

## (3) 受験願書の受付期間

令和3年5月31日(月)から6月18日(金)まで(日曜日、土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、郵送による場合は書留とし、6月18日(金)の消印まで有効とする。

## (4) 受験願書の受付場所

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課、各地域振興局健康福祉(環境)部及び新潟市保健所

## 6 受験票の送付

受験願書を受理した後、後日、受験票(はがき)を受験者宛に送付する。

## 7 合格発表及び合格通知書の交付

## (1) 合格発表

令和3年10月15日(金)午前9時に新潟県庁1階広報展示室前掲示板、各地域振興局健康福祉(環境)部、新潟市保健所及び県のホームページ(<https://www.pref.niigata.lg.jp/>)において合格者の受験番号を発表する。

## (2) 合格通知書の交付

合格通知書は、令和3年10月15日(金)に合格者全員へ郵送する。

## 8 試験結果の開示

受験者本人から試験結果について口頭による開示(簡易開示)請求があった場合、次により開示する。

## (1) 開示する項目

科目別得点及び総合得点

## (2) 開示請求の受付期間

令和3年10月15日(金)から11月15日(月)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

## (3) 開示請求の場所

受験願書を提出した場所又は新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課

## 9 その他

- (1) 受験願書等の用紙は、令和3年5月31日(月)から新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課、各地域振興局健康福祉(環境)部及び新潟市保健所で交付する。郵送による交付を希望する場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封の上、6月9日(水)(消印有効)までに請求すること。
- (2) 一旦納付された手数料は、返還しない。
- (3) 試験当日、受験者は試験会場の構内には駐車できない。公共交通機関等を利用すること。
- (4) 試験についての問合せは、新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課、各地域振興局健康福祉(環境)部及び新潟市保健所にすること。

#### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和3年5月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名称 原信川窪店  
所在地 南魚沼市川窪字窪1411番 外  
設置者 株式会社原信
- 2 届出の概要及び公告日  
概要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出  
公告日 令和3年1月8日
- 3 意見の概要
  - (1) 南魚沼市からの意見の概要  
意見なし
  - (2) 居住者等の意見の概要  
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所  
新潟県産業労働部地域産業振興課
- 5 縦覧期間  
令和3年5月18日から令和3年6月18日まで

### 公安委員会告示

#### ◎新潟県公安委員会告示第55号

警備業法(昭和47年法律第117号)第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

令和3年5月18日

新潟県公安委員会

委員長 阿部 隆

- 1 実施期間及び実施場所
  - (1) 実施期間  
令和3年6月21日(月)から同月24日(木)までの4日間の午前9時から午後5時まで
  - (2) 実施場所  
新潟県新潟市中央区新光町10番地2  
技術士センタービル I
- 2 受講定員  
10人
- 3 受講申込手続
  - (1) 事前申込み  
本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。  
ア 受付期間

令和3年6月3日(木)から同月4日(金)までの各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話  
電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(8) 定員になり次第、受付を締め切る。

(9) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの)1通に履歴書1通を添えて提出すること。

イ 提出期間

令和3年6月14日(月)から同月15日(火)までの各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

エ 提出方法

受講者本人が必ず持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

39,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は、還付しない。

4 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

5 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110(代表)